

新生涯学習制度に関する Q&A

大阪府理学療法士会生涯学習センター

新生涯学習制度に関する質問フォームにご記入いただきました質問の内容とセンターからの回答を以下に記載いたします。

【前期研修について】

Q 施設の職長が新人研修の実地研修 D1 の（イ）と（ロ）を選択することになっていますが、（ロ）を選択したとき審査はあるのでしょうか？

A （ロ）を選択した場合の審査については、マニュアルには明記されておりませんので協会に問い合わせています。

→ [協会に問い合わせ中](#)

Q 他院の新人を受け入れるためには（イ）を選択する必要があるのでしょうか？

A 他院の新人を受け入れるには、事前に所定の手続きをもって協会に申請を行い、認定される必要があります（実地研修受講・実施マニュアル p31～33）。

→ [協会に問い合わせ中](#)

Q 他院のPTの見学を受け入れた登録理学療法士にはメリットはないのでしょうか？

A 他院の見学を受け入れた場合の実地指導者へのポイント付与等については、明記されておりませんので協会に問い合わせています。

→ [協会に問い合わせ中](#)

Q 実地研修での履修反映について、指導者が入力を行うとありますが具体的な手順は？

A 実地研修受講・実施マニュアル（p28～30）では、「現在、検討中につき、決定後、更新予定」とされており、協会に決定時期等について問い合わせています。

→ [協会に問い合わせ中](#)

Q 自宅会員についても同様に指導者が入力できるのでしょうか？

A 実地研修受講・実施マニュアル（p28～30）では、「現在、検討中につき、決定後、更新予定」とされており、協会に決定時期等について問い合わせています。

→ [協会に問い合わせ中](#)

Q 受講区分の決定時期を教えてください。

A 実地研修受講・実施マニュアル（p28～30）では、「現在、検討中につき、決定後、更新予定」とされており、協会に決定時期等について問い合わせています。

→ [協会に問い合わせ中](#)

Q 実地指導者は自施設の登録理学療法士となっておりますが、当施設では新人教育にあたる管理職が会員外または登録理学療法士ではないため、登録理学療法士の者が対応できません。その場合はどうなるのでしょうか？

A 実地研修受講・実施マニュアル（p4）において「実地指導者は登録理学療法士（在会）であること」と明記されており、制度上は登録理学療法士はいないと判断されますので、院内での調整を検討いただくのが良策だと思われます。

【後期研修について】

Q 現在の事業である支部単位の症例発表会が後期 E の項目と解釈してもいいのでしょうか？

A 新人症例発表会と領域別研修 E（症例検討）は、開催様式が異なるため同じ扱いにはなりません。1・2 年目は新人症例発表会、3・4・5 年目は領域別研修 E（症例検討）での発表となります。

Q 施設単位で開催し申請するのでしょうか？それとも市区町村士会単位での開催となるのでしょうか？市区町村士会単位での開催なら予算はでるのでしょうか？または参加料を徴収できるのでしょうか？参加料を徴収するなら基準はあるのでしょうか？

A 領域別研修 E（症例検討）は、原則的に施設単位で開催申請となり、参加費の徴収は認められておらず無料となります（後期研修 E 領域別研修（事例）士会『承認』症例検討会実施マニュアル p4）。また、これに対する支援金等の予定はありません。

Q 症例検討の開催申請において、「申請は開催施設の所在地を問わず、座長が所属する士会へ届きます」と明記されていますが、他県士会の座長が大阪で症例検討会を企画した場合、その座長が所属する士会が承認をすれば、大阪士会のチェックを受けることなく他県士会の座長が大阪で開催できる仕組みとなるのでしょうか？（士会承認症例検討会実施マニュアル開催座長用 p6 記載）

A 開催施設は座長が勤務する所属施設でなくとも構わない（士会承認症例検討会実施マニュアル開催座長用 p5）と記載されているが、他県士会からの申請については明記されておられませんので協会に問い合わせています。

→ [協会に問い合わせ中](#)

【制度全般について】

- Q** 市区町村 PT 士会・大阪 PT 連盟がカリキュラムコードに準じた研修会を開催する時は、③ i の士会主催のもの、③ ii の会員所属施設主体のもの、どちらでしょうか？
- A** 市区町村士会が士会主催とする場合の要件等は検討中ですので、後日に正式発表を行います。また、大阪 PT 連盟は協会組織とは別組織でありますので、対象となるか協会に問い合わせます。

Q My ページで事前申請する時の大阪府士会（生涯学習センター）独自の追加要件が決まっていれば教えてください。

A 現時点では決まっておりません。今後の情報を確認した上で検討します。

Q i・ii いずれの主催であっても 2022 年 4 月から定期的に行っている ZOOM での研修会（勉強会）から登録を考えていますが可能でしょうか？

A 3 月時点で協会情報が明らかとなっていれば案内できるよう努めますが、明らかでない場合は 4 月からの対応は難しいかもしれません。情報が確定する時期等は協会に随時問い合わせます。

→ [協会に問い合わせ中](#)

Q 登録理学療法士更新研修会の講師の基準は、2021 年までの新人プロ基準でしょうか？認定 PT ポイント研修会基準のどちらでしょうか？登録 PT なら OK でしょうか？

A 登録理学療法士更新の講師基準は、登録理学療法士以上であります。センターとして追加基準を設ける予定ですので、あらためて案内します。認定理学療法士更新ポイントとなる研修会の講師基準については協会の判断が明らかでないため協会に問い合わせています。

→ [協会に問い合わせ中](#)

Q 研修会開催要項で入退室管理の項目がありますが、QR コードを講義終了後に提示し管理する方法は OK でしょうか？もし難しいときは入退出管理の基準を教えてください。

A 原則として、どの方法で履修登録を実施するかは主催者が判断することになると考えます。QR コードが難しい場合は、その他 3 つの方法からの選択になりますが、履修者の登録について主催者対応が可能であるか、協会に問い合わせています。

→ [協会に問い合わせ中](#)

- Q** 有料で開催する時の受講料の基準は、生涯学習センターの基準（90分 1,500円以下）に基づき 30分単位で 500円以下と解釈してもいいでしょうか（協会の要項では ii の場合は受講料の基準はないとの記載）？また講師料についてもセンターの基準では 90分 2万円以内ですので、30分約 6,500円以下と解釈していいでしょうか？
- A** 受講料（参加費）や講師謝金についてはセンター規程を厳守ください。センター規定では 90分を基準としたものとなっていますので、30分や 60分開催の場合は 3分の 1 や 3分の 2 以下等の計算で構いません。
- Q** 当院は公的病院で地域のリハ職への教育活動がミッションで、地域の PT を対象に医師会の様にポイント取得勉強会を開催するとき、協会の Q&A では ii の基準で OK のようですが、受講料・講師料を含め市区町村士会が ii での開催の時と同様の府士会の基準が示されるのでしょうか？
- A** 受講料・講師料はセンターの規程に則る必要があります。基準等については検討の上、案内いたします。

【認定理学療法士・専門理学療法士について】

- Q** 新たな制度における更新要件である「下記のいずれかの活動を 1つ行うこと・都道府県理学療法士会学術雑誌への投稿（筆頭著者に限る）・ブロック主催学会での一般発表の筆頭演者・都道府県理学療法士学会での一般発表の筆頭演者」が余りにもハードルが高すぎます。公私における環境は平等でなく、頑張れば発表できるというものではありません。資格運営の参考に行われている日本看護協会における認定資格要件を見ますと「学会及び研究会等への参加や発表」となっています。このように資格の維持については努力の多様性を認めて頂きたく存じます。盛り上がりを見せ始めている認定制度から会員が離れていかないか懸念しています。どうか検討を継続して頂きたく宜しくお願い申し上げます。
- A** 会員からの要望として、協会に意見提出しています。

→ [協会に問い合わせ中](#)

- Q** 更新時には学会発表が条件としてありますが、臨床をしながら学会発表が絶対条件になると難易度が高いのではないかと感じます。

- A** 会員からの要望として、協会に意見提出しています。

→ [協会に問い合わせ中](#)

Q 認定理学療法士更新について、更新点数基準の必須条件として学術大会での一般発表の筆頭演者や学術誌への投稿とありますが、認定理学療法士の定義としてより専門性の高い技能を有するスペシャリストとありますので、発表や投稿をする事が必須条件に挙がるのは違和感があります。必須条件についての再検討をして頂けると幸いです。

A 会員からの要望として、協会に意見提出しています。

→ [協会に問い合わせ中](#)

Q 更新要件に学会での一般発表の筆頭演者とありますが、発表分野に規定はございますか？取得している認定分野と異なる分野での発表でも宜しいのでしょうか？

A 発表領域についての指定はないと考えますが、協会に問い合わせています。

→ [協会に問い合わせ中](#)

Q 認定・専門 PT の取得については厳しい要件があり、更新についてはやや容易となる基本原則ではなかったのか？基本原則に基づいた制度をお願いしたい。また、認定理学療法士は臨床能力を評価すべきではないかと考えるが、どのような考えか教えて欲しい。

A 学会発表や雑誌投稿以外の要件の追加（臨床能力の評価）について協会に意見提出しています。

→ [協会に問い合わせ中](#)

【登録理学療法士更新について】

Q 登録 PT の履修登録について、速やかに履修登録を行うとありますが、具体的な期限等を設けるのでしょうか？

A 履修登録の期限等についての詳細が不明なため、協会に問い合わせています。

→ [協会に問い合わせ中](#)

Q 履修登録は 1 回のみ、登録後の追加・修正は不可であり、誤った場合は会員の履修状況に重大な影響を及ぼすとあります。登録を誤った場合の対応方法として、受講者本人へ速やかに連絡をするとありますが、謝罪以外に対応方法はないということでしょうか？救済されなければいけないと考えます。また、QR コード等で受講者本人が登録を誤った場合は、協会が対応するというのでしょうか？

A 詳細が不明であるため、協会に問い合わせています。

→ [協会に問い合わせ中](#)

Q 履修登録について、「士会にて会員管理システム上から履修登録が可能となる」とあります。入退室管理システムからデータの取り込み、履修登録は必ず士会が実施しないとけないのでしょうか？研修会等の主催者（士会承認等の研修会申請者）は行えないのでしょうか？

A 詳細が不明であるため、協会に問い合わせています。

→ [協会に問い合わせ中](#)

Q 登録理学療法士の更新について、論文執筆や著作、講習会・研修会の講師等（認定・専門PTでは認められる項目）がポイントとして認められないのでしょうか？更新要件の1つとして認められないのであれば、その理由を教えてください。

A 理由等が不明であるため、協会に問い合わせています。

→ [協会に問い合わせ中](#)

【その他】

Q 大阪 PT 学術大会の症例発表や参加は前期後期取得未5年目以下のPTはポイント・点数はつかないので登録理学療法士・認定・専門PTが対象の学会運用となり、発表者の優先順位が内容よりも取得資格で選別となりますか？そうすると学会参加料も未取得5年目以下のPTもこれまで同様に徴収されるのでしょうか？弊社PT士会は、登録PTは受講料徴収し、協会員で5年目以下のPTは無料で運用を考えていますが、問題あるでしょうか？

A 前回の協会意見交換会において、大阪での都道府県学会は若い会員の学会登竜門的位置づけにしていることを伝えてあります。また登録理学療法士以上の会員が都道府県学会での発表を妨げるものではありませんが、大阪学会の方針・趣旨を踏まえ、若い会員の優先順位が高くなる可能性はあります。

A 大阪学会の参加費を登録理学療法士の有無で設定する予定はありません。各市町村士会で研修会等を開催する場合は、センター規程に基づいて開催してください（1,500円以下であれば、無料も含めその判断は各市町村士会に委ねます）。